○農林水産省告示第千九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市菅生字本谷三二三四の二、三二三五の二、三二三六の第二、千屋井原字大津ケ谷三八五（次の図に示す部分に限る。）、字水の小畑三八六の八三から三八六の一三七まで、三八六の一三九、上熊谷字バンゾウ七八五〇の二、七八五〇の六（国有林）、字ヒツル畝七八六九、坂本字木戸谷二七一、字藤ノ木二七二の一、二七三、足立字野田口二三八六の一、苫田郡鏡野町羽出字仲間左平一八五六の一、一八五六の四、一八五六の七、字高ヨコロ下一九三六の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに新見市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県高梁市川上町領家字法仏七二〇の二、七二一の二、字尾頃坂六七八の二、六七八の三、六七九の二、字ミノ口一〇八の二、字荒神山五一の二、五一の三、字川平五五の二、川上町三沢字中**久**保四三三三の五から四三三三の七まで、字中ノ**久**保四三三四の二、字平四三三五の二、字洗場四一一九の二、四一二二の二、字大グルミ一八九五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県高梁市川上町三沢字大越山道下タ一九一四の二、一九一六の二、字野中谷三一七七の二、三一七八の二、字大グルミ一九〇五の三、字惣田一九〇八の二、字高原谷八三、川上町地頭字正仏金山二三九二の二、二三九三の二、字後谷九四三の一、字林谷九四四の二、津山市坪井下字寺ノ奥五三八の三、五三八の五、五四〇、字寺城五五三の一、五五三の三から五五三の五まで、五五四の一、五五四の五、桑下字大平四七一の一、字焼寺四九九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百五号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十三年十月三日

経済産業大臣　枝野　幸男

（一）　国内登録検査機関の名称　株式会社　ＵＬ　Ｊａｐａｎ

（二）　追加する事業所の名称及び所在地　株式会社　ＵＬ　Ｊａｐａｎ　東京本社　東京都千代田区丸の内１―８―３　丸の内トラストタワー本館６階

（三）　変更年月日　平成二十三年十月三日

○国土交通省告示第千三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月三日

国土交通大臣　前田　武志

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

梅の久保沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱七号と一号を道路の敷地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県飯田市南信濃木沢

一三二一九番ロ　一号及び七号

一三二一九番　二号から六号まで

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岡田川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

長野県長野市篠ノ井岡田

字中尾　三二七六番二

三二七六番二二四

字庚申塔　三二四一番イの二

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三水沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び一号と六号を扉川河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区間

長野県長野市信更町大字三水

字川久保　一〇六一番　一号及び七号

一〇七九番　二号

一〇七五番　五号

一〇七六番　六号

字氷山　一一六五番五　三号

一一六九番三　四号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

長野県長野市信更町大字三水字氷山

一一五七番二

一一六一番から一一六三番まで

一一六四番一及び一一六四番二

一一六五番一

一一六五番四及び一一六五番五

一一六六番から一一六八番まで

一一六九番三

一一七〇番一

一一七〇番四

二〇一番一

二〇二番イ

二四七番

二五二番及び二五三番

二五五番から二五七番まで

二五八番イ及び二五八番ロ

二五九番一から二五九番七まで

二六〇番一から二六〇番八まで

二六一番一から二六一番七まで

二六二番一及び二六二番二

二六三番

二六四番一から二六四番九まで

二六五番一から二六五番三まで

二六六番

二六七番一から二六七番五まで

二六八番一

二六八番三から二六八番六まで

二六八番イの三

二七三番一及び二七三番二

二七四番一及び二七四番二

二七五番から二八〇番まで